



兵庫県

# 障害者差別解消相談センター

## 平成28年4月1日、開設。

### 相談

障害者差別に関するお悩み等について、経験豊かな社会福祉士や精神保健福祉士等が対応します。

### 状況確認

助言だけでは対応が難しい重大な案件については、必要に応じ、兵庫県が状況確認調査を行います。

### 機関連携

当事者間の調整や司法解決等が必要な場合は、法務局や法テラス等の関係機関をご案内します。

### 事例収集

障害者差別に関する事例を幅広く収集し、好事例や先進的な取組について紹介していきます。

### 平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されます。

障害者差別解消法により、行政機関及び事業者等は、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、求めに応じ、適切な配慮を提供することが課せられます。兵庫県障害者差別解消相談センターでは、障害のある人やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別について、相談対応業務の経験が豊富な相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が、相談を受け付けます。



兵庫県障害者差別解消相談センター（平日10時～16時 ※12～13時及び年末年始を除く）

電話

078-362-3356

ファクス

078-362-3560

E-mail [counseling@pref.hyogo.lg.jp](mailto:counseling@pref.hyogo.lg.jp)

※電話・ファクス・E-mail送信の際にはお掛け間違い等のないようご注意ください。また、ファクス・E-mailにつきましては、回答文書作成等のために時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。